

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「なくてはならぬ人となれ、なくてはならぬ企業であれ」を企業理念とし、ミッションである「ファッションがもたらす喜びを世界中の人たちに届けるために、マルチブランド戦略をグローバルに展開し、すべてのお客様の新たな答えを生み出し続ける」ことを目指しております。

当社成長の原動力である、お客様のニーズや環境の変化、テクノロジーの進化に柔軟に対応し、「答えを探し続ける」「自ら変わり続ける」という企業文化を失うことなく、お客様の満足をもたらすために意思決定を迅速にできる優れたコーポレートガバナンスの実現を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則4-8-1)

当社では、社内取締役を4名、社外取締役を4名選任しており、当該構成比率からも取締役会において発言しやすい環境を十分確保できていると考えております。また、現在、取締役会及び同日開催されている取締役会構成員が出席するフリーディスカッションにおいて、社外取締役を含む取締役による積極的な発言、活発な議論がなされていることから、当社では、社外取締役のみが出席する会合の定期的な開催は不要であると考えております。

(補充原則4-8-2)

当社は、筆頭独立社外取締役を定めません。各社外取締役は、それぞれ豊富な経験・幅広い見識を有した方であり、個々の立場自由に意見されることが、取締役会における積極的な議論・意見交換に繋がると思われることから、現時点において筆頭独立社外取締役を定める必要はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

1. 基本方針

当社は、事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がり、当社の企業価値の向上に資すると判断する場合には、上場株式を保有いたします。株式の保有にあたっては、毎年、取締役会において、当該政策保有に関する方針に基づき、保有株式についてリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有要否の確認を行います。

2. 議決権行使方針

株式保有先企業との関係などを踏まえた上で、当社の中長期的な株主利益の向上と、当該企業の企業価値向上の観点から、議案の内容を確認し、議決権の行使を行います。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社が、取締役または主要株主等と競業取引または利益相反取引を行う場合には、当社および株主の共同の利益を害することのないよう法令および取締役会規程の定めに従い、取締役会の承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、取締役会に重要な事実を適切に報告するものとします。

また、監査役は、監査役監査基準の定めに基づき、当該取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視することとします。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念や中期経営計画については、当社ウェブサイト、決算説明資料、事業報告書等にて開示しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス・ガイドラインを、当社ウェブサイトホームページおよびコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役会が報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

方針

- ・短期及び中長期の業績との連動並びに企業価値創造の対価としての報酬体系とする。
- ・優秀な経営人材を確保し、持続的な発展に資する報酬内容とする。
- ・報酬水準は、同業他社、他業種同規模他社や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視した報酬内容とする。

手続

- ・取締役会の諮問機関として任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設置し、報酬決定の公平性、妥当性、透明性を確保する。
- ・取締役報酬の総枠については株主総会で決議し、基本報酬、単年度業績連動報酬および中期インセンティブの個別支給額については、指名・報酬諮問委員会による審議の後、取締役会にて決議する。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役会が取締役候補者を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

方針

- ・取締役は、当社の各事業に精通し深い知見を備える者、グローバル企業での幅広い経験を有する者、企業経営者として豊富な見識を有する者等、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役を選任する。
- ・社外取締役を複数名選任することで、経営から独立した社外人材の視点を取り入れ監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現する。

・社外取締役は、当社グループと重大な利害関係がなく、独立性を保つことが出来る人材を選任する。
手続

・取締役候補者は、代表取締役が候補者の原案を提出し、指名・報酬諮問委員会による審議の後、取締役会にて決定する。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役および監査役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知参考書類で開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会にて決議する事項を「取締役会規程」において定めており、取締役会において定款および法令に定めるもののほか、当社の経営の基本方針や重要事項等を決定しております。また、当社は、すべての社内取締役および常勤監査役等が出席する執行会議において、「取締役会規程」により取締役会にて決議すべきこととされている事項以外の重要事項等に関する意思決定及びその執行を行っております。なお、執行会議において意思決定された事項またその執行の状況については、必要に応じて取締役会に報告を行っております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社の取締役8名のうち4名が社外取締役となっており、東京証券取引所に社外取締役4名を独立役員として届け出ております。

社外取締役は、その豊富な経験や幅広い見識に基づき、取締役会および取締役会の同日に開催されるフリーディスカッションにおいて積極的な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会は、諮問機関としての実効性を高めるべく社外取締役を中心とした委員で構成することとし、取締役の選解任および報酬の公平性、妥当性、透明性の向上に努めております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外取締役の独立性基準を制定し、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて開示しております。

(補充原則4-11-1)

当社では、社内取締役4名、社外取締役4名を選任しております。当社の取締役会は、当社の各事業に精通し深い知見を備える者、グローバル企業で幅広い経験を有する者、企業経営者として豊富な見識を有する者等、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されており、取締役会全体として適切なバランス・多様性が確保されていると考えております。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役および監査役の重要な兼任の状況は、本報告書、有価証券報告書および株主総会招集通知において毎年開示を行っております。

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役会の現状の課題を抽出し更なる機能向上を図ることを目的に、全取締役及び監査役を対象にアンケートによる取締役会の実効性に関する自己評価を行い、全対象者から回答を得た上で、取締役会にて分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会は、適切なバランス・多様性を備えた構成であること、効果的かつ適切な経営監督機能を確保していること、各人の知見や経験等を活かして活発で建設的な議論が行われていること等から、当社取締役会による意思決定及び業務執行の監督の実効性は十分に確保されていると評価しております。一方で、取締役会の諮問機関である任意の委員会の活用、次世代経営人材の育成プランに関する適切な監督等について課題が見受けられたため、今後も継続して改善に取り組んで参ります。

(補充原則4-14-2)

当社では、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を下記の方針に基づき適宜実施して参ります。

トレーニング方針

・取締役・監査役(社外を含む)は、様々な課題に対し適切な経営判断等を行うため、経営を取り巻く環境、当社業務に関連する法令等の内容、当社の状況・課題等に関して、適宜情報の収集や知識の習得に努める。外部セミナー参加等、研鑽についての費用は所定の手続きを経て会社が負担する。

・新任取締役・監査役(社外を含む)に対しては、当社の経営戦略、財務状態その他重要な事項に関する知識取得の機会を設ける。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得るとともに、対話を通じて得た株主の関心・意見・懸念を経営に反映させるよう努めております。株主との対話にあたっては、IR担当部署である経営企画部が中心となり、経理部等の対話を補助する部門と適宜ミーティングや情報共有を行うことにより、有機的な連携に努めております。

株主・投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに、年2回の決算説明会および年2回のテレフォンカンファレンスを実施しております。また、個人株主向けに、定時株主総会終了後に経営方針等を説明する株主懇親会を実施している他、第2四半期決算発表後の休日に東京および大阪にて経営報告会を実施しております。なお、決算説明会、株主懇親会、経営報告会では、代表取締役をはじめとした取締役が決算内容及び業績見通し、経営戦略等の説明を行っております。

対話の場において主要株主や投資家から寄せられた意見・懸念については、取締役会および執行会議へ報告を行い、取締役や監査役、経営陣幹部との情報共有を図っております。

情報開示にあたっては、公平かつ迅速に情報を開示するよう努めております。また、株主との対話においては、未公開の重要な内部の情報が外部へ漏洩することのないよう、「インサイダー情報管理規程」に則り情報管理の徹底を図っております。

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の中で「株主との建設的な対話に関する基本方針」を定めており、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フクソウ	16,397,086	33.60
豊島株式会社	2,000,000	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,424,500	2.91

株式会社アダストリア	1,201,525	2.46
福田三千男	1,041,340	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	830,200	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	801,100	1.64
福田 穰仕	790,560	1.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	786,100	1.61
アダストリア従業員持株会	534,627	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
倉重 英樹	他の会社の出身者													
松井 忠三	他の会社の出身者													
阿久津 聡	学者													
堀江 裕美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉重 英樹		株式会社シグマクス代表取締役会長兼社長	グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

松井 忠三	株式会社松井オフィス代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス社外取締役 株式会社ネクステージ社外取締役 株式会社サダマツ社外取締役	大手企業(小売業)の経営者として培ってきた経験や見識を有しておられ、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断したため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
阿久津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 株式会社大塚家具社外取締役	マーケティングの専門家として数多くの実績を有しておられ、当社のマーケティングビジネス全般に有益な助言等をいただき、事業展開戦略を中心に当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断したため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
堀江 裕美	Haruka株式会社代表取締役	大手企業(小売業・飲食業)の広報・マーケティング部門の責任者として数多くの実績を有しておられ、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断したため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役

補足説明

当社の取締役・執行役員を選解任および報酬の公平性、妥当性、透明性を向上させることを目的として設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況

監査役(会)と会計監査人とは毎期次のとおり定期的会合を行っております。

期初:当期会計監査計画の協議と会計監査計画書による確認

期中:第1四半期、第2四半期および第3四半期においてレビュー報告書の受領

期末:期末決算に係る会計監査人からの監査報告書の受領と質疑応答、および監査役会の監査報告書の呈示

上記のほか、質疑事項等が発生した場合には、随時意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

期初に内部監査部門の当期監査方針と監査計画について打合せを行っております。

内部監査部が本部の各部門に対して監査面談する際には、監査役も同席し質疑応答に参加しております。

各店舗の監査は内部監査部が行い、監査役はその監査調査書を閲覧し、必要に応じて意見を述べております。

監査役は内部監査報告会に出席し、内部統制の進捗状況について報告を受け、必要に応じて改善策を具申しております。

監査役と内部監査部は、お互いの活動状況の把握や情報・意見の交換が容易に行える環境にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山 哲郎	公認会計士													
前川 渡	弁護士													
海老原 和彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 哲郎		監税理士法人代表社員 有限責任監査法人ひばり代表社員	これまで社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はないが、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計にかかる豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
前川 渡		前川法律事務所所長 京葉瓦斯株式会社社外取締役	これまで社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はないが、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に係る豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
海老原 和彦			投資銀行業務を行う会社における豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただくため。 また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く、以下同じ)に対し、業績連動報酬として、当該事業年度の事業計画の達成度に応じた額を支給いたします。また、当社は、取締役に対し、業績連動型株式報酬として、各評価事業年度の役位および中長期業績目標の達成度に応じた額に相当する数の当社株式を交付いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告書に社内取締役、社外取締役別に報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内で算定しております。各取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会において、担当する職務、責任、業績等の要素を基準として検討・審議の上、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役のサポートとしては、専任の監査役スタッフを1名配置しているほか、内部監査部と経営企画部が補佐しております。内部監査部は、業務に関する情報を、経営企画部は、取締役会付議議案や稟議書等の情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の組織としては、取締役会、監査役会に加え、内部監査部を設置しております。

取締役会は、全取締役8名中、社外取締役が4名を占め、グループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しており、社外監査役3名を含む監査役は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役会の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

また、これらを補佐する会議体として執行会議、指名・報酬諮問委員会、コーポレートガバナンス委員会、コンプライアンス委員会および開示委員会が設置されており、取締役の選任、報酬等につき、透明性および適正性を確保しております。

そのような取組みにより、株主その他のステークホルダーに対し、経営における透明性、健全性および効率性を約束するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、監査役の過半数は、社外監査役にて構成されております。各監査役は、取締役会、コーポレートガバナンス委員会等の重要な会議に出席し、また重要な決裁書類等の閲覧により、経営の実態を適時把握し、経営監視機能は十分に働いていると考えております。

監査役と協働する組織としては、内部監査部があり、定められた監査方針に基づき、社内監査を実施しております。監査状況については、執行会議において評価と提言が行われ、特に重要事項については、監査役会との連携により、取締役会で審議する仕組みをとっております。また、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的に検証しており、その改善に努めております。

なお、連結子会社についても、同様に、ガバナンス体制の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業体質の強化・経営体制の確立に向けて、組織・制度・決議機関等を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営上の重要課題と考えております。

複数の社外取締役・監査役を導入することにより、株主その他のステークホルダーに対し、経営における透明性、健全性および効率性を約束できると考え、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月下旬の水曜日または木曜日に開催しており、集中日については、特に意識しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、第57回定時株主総会(2007年)より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、第57回定時株主総会(2007年)より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、第66回定時株主総会(2016年)より、招集通知(要約)の英語版を提供しております。
その他	定時株主総会終了後に経営方針等を説明する株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、IR自粛期間につき定めており、当社ホームページに記載しております。 URL: http://www.adastria.co.jp/ir/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会から半年後の11月の休日に東京都内および大阪市内にて個人株主を主な対象とした経営報告会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および中間決算発表後に決算説明会を実施している他、個別のミーティングも行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	東証開示資料および有価証券報告書の掲載を行っている他、決算説明会の模様やその他会社情報に係る資料についても掲載しております。 URL: http://www.adastria.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画部	
その他	女性社員を複数の部長職に登用していることに加え、複数の店舗運営を指導するマネジャーなど、多数の管理職に就けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	財団法人水戸市芸術振興財団および日本赤十字社等への寄付や学生を対象とした職場体験会などを実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり決議し、この決議内容に則り、当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の内部統制システムを整備し、健全かつ堅固なグループ経営体制の構築に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループの企業倫理規程を定め、その周知徹底を図ります。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、各種社内ルール及び当社グループの企業倫理の遵守に関する重要方針を立案、推進します。
 - (3) 当社グループ各社における法令、ルール違反や不正行為が発生し、または発生する恐れがあることを知った取締役及び使用人は、担当責任者へ報告します。
 - (4) 当社グループ各社の取締役は、毎事業年度の終了後、業務執行が法令に違反していない旨、及び善管注意義務並びに忠実義務を果たした旨の確認書に署名捺印し提出します。この確認書は、次事業年度の業務執行の指針とします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令に従い取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。
 - (2) 職務執行に係る重要な情報については、文書管理規程を定め、これに従い適切に保存、管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理規程を定め、当社グループ各社に損失の危険が発生し、または発生する可能性がある場合はそれに従い速やかに対処するとともに、災害やシステム障害などの組織横断的な緊急事態が発生した場合にも適切に対処します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各種の経営計画及び予算を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、当社グループの業務が効率的に遂行されるよう推進、管理します。
 - (2) 当社グループ各社は、重要な事項について、取締役会等を通じて随時決定しますが、必要に応じ各種規程及びマニュアルを整備し、迅速かつ適切な意思決定を行います。
5. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社グループ各社の財務報告が、法令等に従って適正に行われるための体制（財務報告に係る内部統制）を構築し、運用します。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの企業価値の最大化のため、当社グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備します。
 - (2) 当社の子会社の業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、各社の指導、育成、管理を行います。
 - (3) 当社の子会社の経営内容を的確に把握するため、当社の子会社の取締役から営業成績、財務状況その他重要な情報について報告を求めます。
 - (4) 当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する体制を整備します。
 - (5) 当社グループ各社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ、必要に応じ基本方針に定める事項について体制を整備します。
 - (6) 当社グループのコンプライアンス体制を評価、確保するために、内部監査部門が、当社グループ各社の状況について適宜確認し、各社の取締役会及び監査役会または監査役に報告します。
 - (7) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、当社グループ内部通報制度を設け、社内窓口の他、弁護士に委託する社外窓口を設置します。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会または監査役が、その職務を補助すべき組織または使用人を置くことを求めた場合には直ちに応じます。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人に対する任命、異動及び評価等を行う場合は、予め監査役会または監査役の承認を得ます。
9. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮命令にのみ従います。
10. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループ各社の取締役、使用人及び当社の子会社の監査役は、必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告します。
 - (2) 当社グループ各社の取締役、使用人及び当社の子会社の監査役は、当社グループ各社において次のような事象が発生した場合には、可及的速やかにその旨を監査役会、監査役に報告します。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき。
 - ・内部通報システムにて、従業員より当社グループの存続に影響を与えるような事実、または法律及び社内規範に対する重大な違反行為が存在することを通報されたとき。
 - ・当社グループ各社の対外、対内の折衝において、訴訟事項に発展することが予想されるような事態が生じたとき。
11. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇や取り扱いを受けないこととします。
12. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、監査役の職務に必要でない認められる場合を除き、会社がこれを負担します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が監査を補助する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを必要とする場合、これを任用することを推進します。
- (2) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループ各社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断します。これらの勢力、団体との取引関係を持たないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを拒絶します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務法務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、適切に対応します。

その他

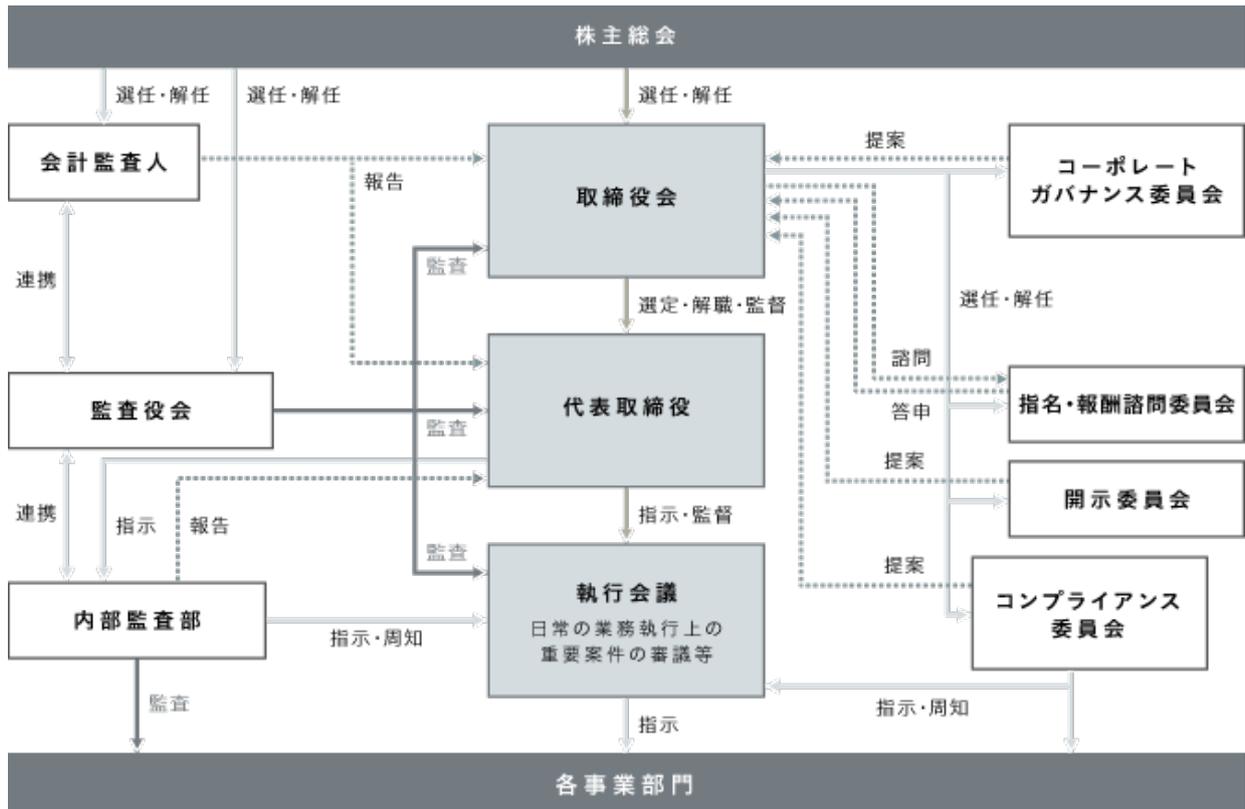
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

1. 目的
2. 基本的な考え方
3. 改定・廃止

第2章 株主との関係

1. 株主の権利の確保
2. 株主総会
3. 株主の権利の保護
4. 株主との対話
5. 関連当事者との取引
6. 政策保有株式

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

1. 株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係

第4章 情報開示

1. 情報開示の基準

第5章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計
2. 取締役会
 - (1) 取締役会の役割
 - (2) 取締役会の構成
 - (3) 取締役会の運営
 - (4) 取締役会の評価
4. 監査役会及び監査役
 - (1) 監査役及び監査役会の役割
 - (2) 監査役監査の実効性の確保
5. 取締役及び監査役の候補者の選定基準等
 - (1) 取締役候補者
 - (2) 監査役候補者
6. 取締役及び監査役の報酬等
 - (1) 取締役の報酬等
 - (2) 監査役の報酬等
7. 取締役及び監査役の支援体制・トレーニング方針

別紙（1）

株主との建設的な対話に関する基本方針

別紙（2）

独立取締役選任基準

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

1. 目的

- ・本ガイドラインは、株式会社アダストリア（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定め、「企業理念」に基づき、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- ・当社は、「なくてはならぬ人となれ、なくてはならぬ企業であれ」を企業理念とし、ミッションである「ファッションがもたらす喜びを世界中の人たちに届けるために、マルチブランド戦略をグローバルに展開し、すべてのお客さまに新たな答えを生み出し続ける」ことを目指している。当社成長の原動力である、お客様のニーズや環境の変化、テクノロジーの進化に柔軟に対応し、「答えを探し続ける」「自ら変わり続ける」という企業文化を失うことなく、お客様の満足をもたらすために意思決定を迅速にできる優れたコーポレートガバナンスの実現を目指す。

3. 改定・廃止

- ・本ガイドラインの改定・廃止は、取締役会の決議による。

第2章 株主との関係

1. 株主の権利の確保

- ・当社は、株主の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう適切に対応し、少数株主、外国人株主を含む全ての株主の平等な取扱いに配慮する。

2. 株主総会

- ・当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。
- ・当社は、株主が株主総会において有効に議決権を行使するため適切な対応を行うと共に、株主の適切な判断に資するよう適確な情報提供を行う。

3. 株主の権利の保護

- ・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行う。

4. 株主との対話

- ・当社は、株主との建設的な対話に関する基本方針（別紙①）に基づき、当社の経営戦略等に対する理解を得るとともに、株主の立場に関する理解を踏まえた適切な対応に努める。

5. 関連当事者との取引

- ・取締役は、競業取引または利益相反取引を行う場合、法令及び取締役会規程の定めに従い、取締役会の承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、取締役会に重要な事実として適切に報告する。
- ・監査役は、監査役監査基準の定めに基づき、当該取引において取締役の義務に違反する事実が無いかを監視する。

6. 政策保有株式

- ・当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、その保有に関する方針を開示するとともに、保有目的等について説明を行う。
- ・また、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

1. 株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客様、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持向上に努める。
- ・当社は、経営活動を遂行するにあたっての基本的な姿勢を示し、全ての活動の指針とするため、企業理念及びミッションを制定するとともに、全役職員の判断及び行動の基準として、行動規範及び倫理規準を制定する。
- ・当社は、従業員等による内部通報に係る適切な体制整備を行い、これを適切に運用する。

第4章 情報開示

1. 情報開示の基準

- ・当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、適時・適切かつ公平な情報開示を行う。
- ・当社は、株主をはじめとするステークホルダー等の信頼の維持・向上のため、当社の財務状態、経営成績等の財務情報や、経営戦略、リスク管理等の情報について、適切な情報開示を行い、情報開示の透明性を確保する。

第5章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

- ・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮すると共に、独任制機関である監査役が適切に監査機能を発揮するものとする。
- ・取締役会は、主として業務執行の監督機能を果たすとともに、経営の基本方針等の重要な決定を行う。
- ・取締役会の監督機能の強化および意思決定の迅速性・効率性を図るため、執行役員制度を導入する。執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針、計画及び戦略に従い、業務執行を行う。また、執行役員が業務執行を行うにあたり、情報の共有並びに重要案件に関する審議を行う機関として執行会議を設置する。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割

- ・取締役会は、経営の基本方針や重要事項等の決定を行うとともに、業務執行の監督機能を果たすものとし、経営の妥当性を確保する。

(2) 取締役会の構成

- ・取締役会は、取締役会全体として適切なバランスが確保されるよう専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。
- ・取締役会は、監視・監督機能を強化し透明性の高い経営を実現するため、2名以上の社外取締役を含めて構成する。

(3) 取締役会の運営

- ・取締役会の年間スケジュールを作成し、予想される付議及び報告議案について予め決定する。
- ・取締役会において必要十分な議論ができるよう、適切な審議時間を確保すると共に、議論の場を設定する。
- ・取締役は、適切な意思決定を行うため関連部署に対し追加の情報提供を求めることができる。
- ・取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営すると共に、自由闊達で建設的な議論になるよう環境を整備する。

(4) 取締役会の評価

- ・取締役会は、毎年、取締役会の役割・構成・運営に関するアンケート等を実施し、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- ・取締役会は、当該分析・評価により抽出された課題の改善に取り組み、取締役会の更なる機能の向上を目指す。

3. 監査役会及び監査役

(1) 監査役及び監査役会の役割

- ・監査役は、業務及び財産の調査権限を有する独立の機関として取締役の職務の執行を監査する。
- ・監査役会は、監査の方針等監査役の職務に関する事項を決定すると共に、監査に関する意見を形成するための協議・決議を行う。

(2) 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の分担等に従い、取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、代表取締役等との定期的な会合、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて、当社取締役の職務執行状況を監査する。
- ・監査役は、社内の監査役への報告体制等の環境・体制を整備することにより、監査の実効性を高めるよう努める。
- ・監査役は、内部監査部等の社内の関連部署、会計監査人と連携し組織的かつ効率的な監査を実施する。
- ・監査役会の事務局業務及び監査業務をサポートするために、業務執行者からの独立性を確保した補助使用人を配置する。

4. 取締役及び監査役の候補者の選定基準等

(1) 取締役候補者

- ・取締役は、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、経営の監督に相応しい者を選任する。

- ・社外取締役は、経営全般の監視・監督、助言を行うために必要な資質・経験・知識を有するものを選任する。
- ・独立社外取締役は、独立取締役選任基準に基づきその独立性が認められる者を選任する。
- ・取締役候補者の選任にあたり、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会が、それに係る事項を審議し、取締役会に答申の上、取締役会において決定する。

(2) 監査役候補者

- ・監査役会は、留任監査役が監査役候補者の監査役としての適格性、独立性、任期完遂の見込み等を評価したうえで、選任議案の可否を決議する。

5. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬等

- ・取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会が審議を行い、取締役会において決定する。
- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、一定割合を業績に連動する報酬体系とし、優秀な経営人材を確保し、当社の持続的な発展に資する報酬内容とする。

(2) 監査役の報酬等

- ・監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会の協議により決定する。

6. 取締役及び監査役の支援体制・トレーニング方針

- ・当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要十分な体制・環境を整備するよう努める。
- ・取締役・監査役（社外を含む）は、適切な経営判断等を行うために必要な知識・経験を有しているが、さらなる情報の収集や知識の向上に資する外部セミナー参加等、研鑽についての費用は当社が負担する。
- ・社外の新任取締役及び新任監査役に対しては、当社の経営戦略、財務状態その他重要な事項に関する知識取得の機会を設ける。

以上

別紙（1）

株主との建設的な対話に関する基本方針

1. 当社は、株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話を、IRを通じて積極的に行う。また、株主構成の把握に努め、能動的なIRを実施する。
2. 株主との対話は、IR担当部門が担い、取締役最高執行責任者（COO）が統括する。株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて最高経営責任者（CEO）、その他の取締役および執行役員が面談に臨む。
3. 株主との対話を合理的にかつ円滑に行うために、IR担当部門が中心となり、関連部門と連携をとる。
4. 機関投資家に対しては、決算及び中長期の経営計画等に関する説明会を実施する。また、個人投資家に対しては、株主総会後の株主懇談会や経営報告会等で、経営状況等についての説明を実施する。
5. 決算説明会や経営報告会等の説明資料及び動画等は、当社ウェブサイト公表する。
6. 経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、資本政策等の基本的な方針を示すとともに、定性、数値目標及びその実現に向けた戦略を提示する。
7. 投資家との対話を通じて得られた意見や質問等は、取締役会および執行会議に適時報告し、投資家からの意見を経営に反映することにより企業価値の持続的な向上に生かす。
8. インサイダー情報の管理については、社内規程に基づき、適切に管理する。

別紙（２）

独立取締役選任基準

当社において、独立性を有する取締役（以下、「独立取締役」という。）というためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社またはグループ会社の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役である者
2. 過去（10年）に当社またはグループ会社の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役であった者
3. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはその法人・団体等の業務執行者である者
4. 当社の主要な取引先または当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
5. 当社またはグループ会社から役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等、また、それが法人・団体等の場合はその業務執行者である者
6. 当社またはグループ会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
7. 上記1.～6.について過去1年間において該当する者
8. 配偶者または二親等以内の親族が、上記1.～7.までのいずれかに該当する者
9. その他、上記以外で当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者